

平成 29 年 10 月 1 日から 最低賃金が変わりました!!

愛知県は 871 円

●最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

●最低賃金の適用される労働者の範囲

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用されます。特定最低賃金は、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。

●最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象となります。

●地域別最低賃金額一覧

発行年月：平成 29 年 10 月

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)
北海道	810 (786)	24
青森	738 (716)	22
岩手	738 (716)	22
宮城	772 (748)	24
秋田	738 (716)	22
山形	739 (717)	22
福島	748 (726)	22
茨城	796 (771)	25
栃木	800 (775)	25
群馬	783 (759)	24
埼玉	871 (845)	26
千葉	868 (842)	26
東京	958 (932)	26
神奈川	956 (930)	26
新潟	778 (753)	25
富山	795 (770)	25
石川	781 (757)	24
福井	778 (754)	24
山梨	784 (759)	25
長野	795 (770)	25
岐阜	800 (776)	24
静岡	832 (807)	25
愛知	871 (845)	26
三重	820 (795)	25

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)
滋賀	813 (788)	25
京都	856 (831)	25
大阪	909 (883)	26
兵庫	844 (819)	25
奈良	786 (762)	24
和歌山	777 (753)	24
鳥取	738 (715)	23
島根	740 (718)	22
岡山	781 (757)	24
広島	818 (793)	25
山口	777 (753)	24
徳島	740 (716)	24
香川	766 (742)	24
愛媛	739 (717)	22
高知	737 (715)	22
福岡	789 (765)	24
佐賀	737 (715)	22
長崎	737 (715)	22
熊本	737 (715)	22
大分	737 (715)	22
宮崎	737 (714)	23
鹿児島	737 (715)	22
沖縄	737 (714)	23
全国加重平均額	848 (823)	25

※ ()内は平成 28 年度の最低賃金額



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山 45 番地の 1
TEL : (0532) 53-5333(代) FAX : (0532) 53-5118
(平成 29 年 11 月レターケース)



あなたの従業員さんは大丈夫？
最低賃金と比べてみましょう

最低賃金との比較方法

愛知県は
871円

1. 時間給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額 (時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

2. 日給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額 (時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

3. 月給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額 (時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

4. 上記1, 2, 3が組み合わさっている場合
例えば、基本給が日給で各手当
(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給)→2の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→3の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額≥最低賃金額(時間額)

事例1 ●●県で働くAさんの場合(月給のみの場合)

- ① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は参入しないため
168,000円-8,000円=160,000円
- ② この金額を時間給に換算し、最低賃金と比較すると、
160,000円÷1か月の平均所定労働時間(160時間)=1,000円>850円であり、
最低賃金以上となっています。

基本給(月給)	135,000円
職務手当(月給)	25,000円
通勤手当(月給)	8,000円
合計	168,000円

※1か月の平均所定労働時間 160時間 ●●県最低賃金 850円

事例2 △△県で働くBさんの場合(日給と月給の組み合わせの場合)

- ① 基本給(日給)を時間給に換算すると
5,000円÷1日の所定労働時間(8時間)=625円
- ② Bさんに支払われた賃金のうち通勤手当は参入しないため、職務手当(月給)を時間額に換算すると
24,000円÷1か月の所定労働時間(160時間)=150円
- ③ 上記①と②を合計すると
625円+150円=775円<850円であり、最低賃金未滿となっています。

基本給(月給)	100,000円
(=5,000円×20日)	
職務手当(月給)	24,000円
通勤手当(月給)	8,000円
合計	132,000円

※1日の所定労働時間 8時間 1か月の平均所定労働時間 160時間 △△県最低賃金 850円